

熊本市「土木工事における週休2日工事」実施要領

令和元年（2019年）	8月22日	制定
令和元年（2019年）	9月13日	修正
令和2年（2020年）	4月15日	改定
令和2年（2020年）	9月18日	修正
令和3年（2021年）	3月 8日	改定
令和3年（2021年）	9月 1日	改定
令和3年（2021年）	9月 9日	修正
令和3年（2021年）	9月24日	修正
令和5年（2023年）	2月17日	改定
令和5年（2023年）	12月20日	改定
令和6年（2024年）	3月27日	改定
令和6年（2024年）	10月17日	改定
令和7年（2025年）	3月19日	改定
令和7年（2025年）	9月18日	改定

（趣旨）

第1条 昨今、建設業界においては担い手不足が懸念され、若手の技術者や技能労働者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題となっている。

そのため、建設業の就労環境の改善を図り、計画的に週休2日工事を推進することを目的として「週休2日工事」を実施するものである。

（対象工事）

第2条 週休2日の対象工事は次の各号に定めるところによる。なお、工事にあたっては関係法令を遵守し、適正な施工に努めること。

（1）週休2日（現場閉所型）工事

熊本市が発注する全ての土木工事（土木工事標準積算基準書に基づく工事）及び港湾工事（港湾請負工事積算基準に基づく工事）のうち、原則として下記（2）に該当する工事を除いたすべての工事を対象とする。（2）週休2日（交替制）工事

社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所が困難な以下の工事を対象とする。

- ① 工期や作業工程に制約がある工事
- ② 緊急を要する工事（災害復旧工事など）
- ③ 施工箇所が点在する維持補修工事（道路維持補修委託など）

なお、応急工事（緊急随契を行うような工事）は週休2日工事の対象外とする。また、「施工箇所が点在する維持補修工事（道路維持補修委託など）」とは、土木工事積算基準書にて積算がなされ、同基準書で工程を算出し工期を設定した点在工事等を対象とする。

（対象期間）

第3条 週休2日工事の対象期間は次の各号に定めるところによる。

（1）週休2日（現場閉所型）工事

始期日から工事完成日までの期間をいう。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、余裕期間を設定した工事における余裕期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期

間など)は含まない。

(2) 週休2日(交替制)工事

始期日から工事完成日までの期間をいう。下請企業については、施工体制台帳上の工期を基本とするが、技能者及び技能労働者の従事期間が1週間未満の場合は対象外とする。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、余裕期間を設定した工事における余裕期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。

施工体制台帳上の工期のうち実働期間が点々としている場合には、受発注者協議で対象期間について適宜設定するものとする。

(用語の定義)

第4条 この要領における用語の定義は次の各号に定めるところによる。

(1) 週休2日工事

週休2日(現場閉所型)工事及び週休2日(交替制)工事の総称をいう。

(2) 週休2日(現場閉所型)工事

1) 週休2日(現場閉所型)

対象期間において、4週8休以上の休日(現場閉所)を確保することをいう。

2) 現場閉所

一日を通して現場や現場事務所が閉所(作業を一切行わないこと)された状態をいう。ただし、以下の作業は現場での作業に該当しない。

① 臨機の措置(異常気象時等における現場対応等)

② 安全パトロールや保守点検等の現場管理上必要な作業

③ 資材納入、交通誘導、調査業務、運搬業務等の建設工事の請負契約に該当しない下請負人等が行う作業

④ その他、受発注者の協議により本体工事の進捗に資さないと判断される作業

3) 現場閉所率

対象期間における休日(現場閉所)の割合であり、休日(現場閉所)の日数を対象期間の日数で割った率をいう。なお、現場閉所率は、少数第2位以下切り捨てとする。

4) 通期の週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

5) 月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土日の閉所で現場閉所率が28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に閉所を行っている場合に月単位の週休2日を達成しているとみなす。

6) 完全週休2日

対象期間の全ての週において、土日の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

(3) 週休2日(交替制)工事

1) 週休2日(交替制)工事

対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取り組みをいう。

2) 対象範囲(対象者)

当該工事に係る元請け及び施工体制台帳記載の下請け(建設工事の請負契約分のみ)全ての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。

3) 休日率

休日率=各技術者・技能労働者の対象期間内の休日日数÷対象期間の日数

4) 平均休日率

平均休日率=対象者の休日率の合計÷対象者数

5) 通期の週休2日

対象期間において、現場に従事した技術者及び技能労働者が4週8休以上の休日確保を行ったと認められる状態をいう。

6) 月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者が4週8休以上の休日確保を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土日の閉所で現場閉所率が28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に休日確保を行っている場合に月単位の週休2日を達成しているとみなす。

7) 完全週休2日

対象期間の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合が28.5%以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

(発注手続き)

第5条

(1) 原則、先積み方式にて発注すること。

(2) 特記仕様書に、「週休2日工事」であることを明示する。(別紙1参照)

(内容)

第6条

(1) 受注者による意思表示

受注者は、工事着手日前に「週休2日工事」の実施について、監督員と協議すること。

ここで、第8条の間接工事費等の補正を希望する完全週休2日または月単位の週休2日を実施する場合においても上記と同様に監督員と協議すること。

ただし、週休2日実施に伴う工期の変更は認めない。

(2) 休日取得計画

1) 週休2日(現場閉所型)工事

受注者は、施工計画書提出時に週休2日取得の計画日が確認できる「休日(現場閉所)取得計画実績表」(別紙2)を監督員に提出する。休日(現場閉所)取得計画実績表の作成にあたっては、第4条「現場閉所」の定義を反映させることとする。

2) 週休2日(交替制)工事

受注者は、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日取得状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書を提出する。

(3) 看板等による表示

受注者は、公衆の見やすい現場に週休2日工事である旨を明示する。(別紙4参照)

(4) 実施報告

1) 週休2日(現場閉所型)工事

受注者は、休日(現場閉所)取得計画実績表により休日(現場閉所)の実施状況をとりまとめ、毎月、監督員に提出する。

2) 週休2日(交替制)工事

受注者は、休日取得状況表(別紙3)により休日の取得状況をとりまとめ、毎月、監督員に提出する。

(5) 確認方法

1) 週休2日(現場閉所型)工事

監督員は、受注者から提出された休日(現場閉所)取得計画実績表により休日(現場閉所)の実施状況を確認する。

2) 週休 2 日（交替制）工事

監督員は、受注者から提出された休日取得状況表の休日を確認する資料として、受注者に対し、休日率を確認できる既存の資料等（休日実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）の提示を求め、休日率の状況を確認するものとする。

（6）監督員の対応

監督員は、週休 2 日工事の実施にあたり、日々の残業が大幅に増えないよう指導する。監督員は、緊急を要する工事等やむを得ない場合を除き、休日の前日等、休日中の作業が発生するような指示は行わない。

（変更契約）

第 7 条

（1）変更協議

設計変更により工期が変更となる場合には、その都度、変更した休日（現場閉所）取得計画実績表もしくは休日取得状況表を監督員に提出すること。

（2）変更契約

週休 2 日工事の取組みを実施する工事については工事完成日まで、所定の現場閉所率もしくは平均休日率を下回らないように留意すること。

（間接工事費等の補正）

第 8 条

熊本市が発注する土木工事（土木工事標準積算基準書に基づく工事）のうち、設計金額が 5,000 万円以上の工事については、別表 1、別表 2 に示す月単位の「4 週 8 休以上」の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じて発注する。また、熊本市が発注する土木工事（土木工事標準積算基準書に基づく工事）のうち、設計金額が 5,000 万円未満の工事については、通期の「4 週 8 休以上」の達成を前提として発注する。

設計変更時の間接工事費の補正にあたっては、現場の実施状況を確認後、月単位の 4 週 8 休に満たない場合は補正分を減額変更する。第 6 条（1）受注者による意思表示の段階で完全週休 2 日または月単位の週休 2 日を協議し、認められた場合において完全週休 2 日または月単位の 4 週 8 休を達成している場合は、達成状況に応じた補正係数に変更するものとする。

（工事成績評定の取り扱い）

第 9 条 「土木工事における週休 2 日工事に係る工事成績評定の取扱いについて」（別紙

5）の通りとする。

（その他）

第 10 条

（1）契約後、速やかに実施の有無を協議すること。

（2）受注者は、工事の検証を行うため、アンケート調査の依頼があった場合は、これに協力するものとする。

（3）この要領に定めのない事項については、必要に応じて受発注者の協議により定めるものとする。

附則

この要領は、令和元年（2019年）9月30日から施行する。

附則

この要領は、令和2年（2020年）4月27日から施行する。

附則

この要領は、令和2年（2020年）10月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年（2021年）4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年（2021年）10月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年（2023年）3月6日から施行する。

附則

この要領は、令和6年（2024年）1月25日から施行する。

附則

この要領は、令和6年（2024年）4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年（2024年）10月17日から施行する。

附則

この要領は、令和7年（2025年）4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年（2025年）10月8日から施行する。